

判例における入学拒否処分，入級決定処分と校長の裁量権行使

吉岡，直子

<https://doi.org/10.15017/808>

出版情報：教育経営教育行政学研究紀要．2， pp. 29-38， 1995-05-10．九州大学教育学部教育経営教育行政学研究室
バージョン：
権利関係：

判例における入学拒否処分, 入級決定処分と 校長の裁量権行使

吉岡直子

1. 校長の権限と裁量権行使

(1) 校長の権限と学校教育法28条3項解釈

校長の権限とされているものには法令により根拠付けられているものと、教育委員会の委任、命令によるものがあるとされている。このうち法令に根拠を持つものは主要なものだけをとっていても次のようになる。

学校教育法 児童生徒の懲戒(11条)

同施行令 出席状況の把握(19条)

同施行規則 指導要録の作成(同12条の3),
出席状況の把握(12条の4), 児童生徒の懲戒(13条), 課程修了及び卒業の認定(同27条), 卒業証書の授与(同28条), 就学猶予免除を受けた子女の相当学年への編入決定(施行規則43条), 授業終始時刻の決定(46条), 非常災害時などの授業停止(施行規則48条), 入転学の許可(同59条, 61条), 退学又は休学の許可(同62条), 高校進学に際しての調査書等の送付(同54条の3)

学校保健法 伝染病感染禁止のための出席停止(学校保健法12条)

教育公務員特例法 勤務場所を離れての研修の許可(教育公務員特例法20条2項)

教育職員免許法 免許外教科担任の申請(附則13条)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教職員の任免その他進退に関する意見の具申(36条)

労働基準法 児童生徒の就業が修学に差しつかえないことの証明(57条)

きわめて多岐にわたる校長の権限ないし責任は、学校教育法28条3項解釈とかかわって、その性格、範囲が重大な論争課題となってきた⁽¹⁾。行政解釈は教師が行う教育活動を含む「学校におけるすべての事柄」であり⁽²⁾、校長は「学校の目的から考えて学校の仕事とされるものすべてを処理し、取りまとめ、これに対して責任をもつ⁽³⁾」もので、職務上の上司として職務命令により教員に校務を分掌させるものと解している。これに対し、教育法学における有力説は、校務を各学校が「学校全体としてなすべき」仕事(教師の教育活動は含まれない)、各学校が自治的に決定すべき学校運営事項とする⁽⁴⁾。

今日、校長の権限はその範囲、性格のみならず、それがどのように行使されるかが論争課題となっている⁽⁵⁾。行政解釈も校長の権限を校長自身の権限とするが、同時に「校務の処理に当たっての学校における最終的な責任と権限は校長が有するのであるが、多岐にわたる校務の一つ一つを校長が直接判断することは、實際上困難であるとともに、組織体としての効果的運営といった面からみても問題がある。」として、校務分掌をその動的な面からとらえることの重要性を指摘し、「個々の教員の自主性や創意工夫によって教育活動が生き生きと展開されることが大切であるとともに、全教職員が一体となって教育活動をはじめとする学校運営に取り組む体制が確立されなければならない。」⁽⁶⁾とも述べている。

(2) 校長の裁量権を考える視点

校長の権限は、ながく自由裁量(それも戦前

的な、司法審査を排除する全くの自由裁量)と観念され、特別権力関係説に立つ教育行政観、学校運営観とも相俟って、その専断的行使が容認されることも多かった。特別権力関係論は今日理論的に克服され、また、行政裁量論において法規裁量と自由裁量の区別が相対化が共通認識となり、裁量権を如何に限界づけるかが主要な課題となってきている⁽⁷⁾。校長の裁量権についても、これを如何に限界づけ、統制するかという方向に沿って考えられるべきであろう。校長の裁量権はまた特殊法たる教育法の具体的規律と条理解釈によってその範囲が限界づけられることを要する⁽⁸⁾。専門的裁量について司法判断は極めて抑制的であるが、それであればなおさら、その内容は厳密に問われねばならない。これらは恣意的な権限行使を排除するというに止まらず、校長がその権限を合理的かつ適切に行行使することをより容易にするという点で、学校運営上の意義を有するものとなろう。

本稿では校長の権限及びその裁量権行使を検討する素材として児童・生徒の入学許否処分、入級決定処分という学校教育措置にかかわる判例を取り上げ、そこでの争点及び判断の検討を通じて校長の裁量権行使のあり方を探る。主要な判例はいずれも障害児にかかわるものであるが、本稿では障害児教育そのものを論ずるものではない。従来裁判となることがきわめて稀であったこの領域において障害児にかかわる例が大きな比重を占めるのは、本来すべての子どもの問題である入学・入級が障害児の場合にもっとも先鋭的に現れていることの証左でもあろう。逆にいえば、その権利保障がもっとも手厚いものであるべき障害児の事例を考えることで、入学・入級についてより普遍的に妥当する何事かがみえてくるといえることができるのである。

2. 入学許否処分と校長の裁量権

(1) 先例における校長の権限と裁量権行使の限界

入学や卒業などの学校教育措置についてはこれを校長の権限とする法令の定めがあり、またそこでは教育的裁量判断が幅広く認められてい

る。ここから学校教育措置は、文字通りの、校長の専断的な権限とされることも多かった。学校教育法施行規則59条は「高等学校の入学は、(略)、校長がこれを許可する。」と規定している。公立義務教育諸学校(特殊教育諸学校を除く)において、入学(就学)は教育委員会が通学区域に基づいて行う学校指定処分によってなされる。従って、入学をめぐる裁判は学校指定・通知処分を争点とするものとして現れてきており、そこでは校長の権限は争点とはならない。入学そのものを争点とする裁判には、高校段階におけるもの、国立・私立学校におけるものがある。

以下ではまず、入学についてのこれまでの判例において校長の権限がどのように判断されてきたかを整理し、校長の裁量権行使を争点とする最近の判例を取り上げ、検討する。

入学許否処分は校長の自由裁量に属するものとされてきた。和歌山地裁昭和48年3月30日判決(和歌山県立桐蔭高校入学不許可事件)⁽⁹⁾は公立高校長のする入学許否の処置は「営造物主体より校長に委ねられた選抜権を行使してなす、入学志願者に対する、施設利用の応否の処分」と解し、「学力検査の結果及び内申書の成績評価等の諸資料に基づき、志願者が、右教育目的を達成するために必要とされる人格・資質・学力・知識等を有するか否かを、教育的見地に立って総合的に判断すべきものであって、その性質はいわゆる自由裁量行為と見るべきである。」とした。和歌山地裁昭和50年2月3日判決(和歌山大学附属中学校入学不許可事件)⁽¹⁰⁾も国立大学附属学校の校長がなす入学許否処分につき、合同選抜制度のもとでの入学許否処分につき大分地裁昭和62年2月23日判決(合同選抜訴訟事件⁽¹¹⁾)も同様の判断を示している。

裁量権の限界について、「自らが定立した利用条件に合致する場合には、特段の事情がないかぎり、利用の拒否をすることは許されず、許否処分が著しく裁量権を逸脱し、あるいはその濫用にわたると認められる場合には、違法の問題を生ずる。」(和歌山地裁昭和48年3月30日判決)、処分が「何ら合理的、客観的な理由なしに

著しく裁量権を逸脱し、あるいはその濫用にわたって行使されたと認められる場合」(和歌山地裁昭和50年2月3日判決), 「憲法その他の法条に反し、或は裁量権の濫用にわたる場合にのみ」(和歌山高裁昭和50年10月31日判決)⁽¹²⁾, 「(内部的な裁量準則たる) 基準が法律が委ねた裁量権の枠を明らかに逸脱し、濫用にわたる場合」(大分地裁昭和62年2月23日判決) 等の判断が示されている。

国公立学校への入学を営造物利用関係の設定としたうえで、校長に裁量権を認め、裁量権行使の是非を判断するという判断枠組みは今日まで引き継がれている。ただし、在学関係を特別権力関係に基づく営造物の利用関係とする見方は今日支持を失っており⁽¹³⁾, 営造物利用関係という概念の用いられ方は判例により異なる。

入学試験以外の一般に試験の判定について、判定そのものの当否は裁量が幅広く認められる傾向にあるが⁽¹⁴⁾, 判定における他事考慮⁽¹⁵⁾, 選抜手続の違反⁽¹⁶⁾は司法審査の対象となるとされている。

(2) 身体障害児の高校入学許否処分における校長の裁量権

以下で取り上げる神戸地裁平成4年3月13日判決(尼崎高校入学不許可事件)⁽¹⁷⁾は、身体に障害を持つ生徒の高校入学許否について判断が示された初めての事例であるとともに⁽¹⁸⁾, そこでの校長の裁量権行使が争点となったものである。

1) 事案の概要及び判決要旨

【事案の概要】

進行性の難病のため身体に障害を持つ原告は本件市立高校への入学を志願したが、受検の結果、不合格となったため、校長に対し不合格処分の取消、市に対し慰謝料の支払を求めたものである。

本件入学許否処分は総合選抜制度のもとでなされたもので⁽¹⁹⁾, 入学者の選抜は関係高等学校長で組織される合否判定委員会が行う。原告は学力検査及び調査書の学習評定の合計では好成

績であったが、身体的状況が審査対象とされ、合否判定委員会は、原告の疾患及びそれに伴う障害のため高等学校3年間の通学は困難である、本件高校の施設面及び人員面では原告の受入が困難である、ボランティア活動では3年間の継続は困難であること等を総合考慮して、不合格としたものである。

【判決要旨】

「高等学校への入学は、生徒と高等学校の設置者との間に、高等普通教育を実施する目的を達成するため教育施設の利用関係を設定する行為である。」入学選抜の方法や許可の基準については定めがなく、「その入学許否処分自体はもちろん、どのような入学選抜方法をとるかに ついても、前記高等学校における教育目的実現のための教育的見地からする学校長の裁量的判断に任されているものと解することができる。」入学許否の処分が校長の裁量に委ねられているとしても、「(入学許否の) 判断が憲法その他の法令から導きだされる諸原則に反するような場合」, 「(県教委が定める入学選抜の準則としての) 選抜要項に定められた手続きを著しく逸脱したような場合」, 「処分が事実の誤認に基づいていたり、その内容が社会通念に照らして著しく不合理であったりするような場合」には裁量権の逸脱又は濫用としてその処分は違法となる。

「一定の学力に達しているものでも、他の理由により高等学校の全課程を履修できないとの見込みが認められる場合に、その事情を考慮して合否の判定をすることが、直ちに、学校長の裁量権を逸脱し又は裁量権を濫用していると解せられるものではない。」であるとしても、「身体に障害を有する受検者について右のような基準を適用し、障害のため単位認定が困難という理由で不合格の判定をするなど、障害者に対する不当な差別を招来することのないよう留意しなければならないことはいうまでもない。」

「原告の身体的状況が高等学校の全課程を無事に終了する見通しがあるか否かということは、一定の評価をしたうえで初めて認定できる評価的な事実である。そして、その評価には、教育

的な専門知識が必要で、かつ、将来の予測を含んでいる点で、被告校長の教育的観点からする専門的、技術的裁量の余地があることは否定できない。」「しかし、この事実は、教育的効果の有無や教育環境・条件の優劣などの純粋に教育的な評価が必要な事実とは異なり、身体的状況という日常的な経験的要素も強く、また、医学的見地からする評価も重要な要素を占める事実であるということが出来る。したがって、本件認定が、事実に基づかない場合はもちろん、前提事実を評価するに際して教育的裁量の側面だけを重視して日常経験的、医学的な側面を軽視するなどその評価過程に著しい不合理があるような場合にも、事実誤認があるというべきである。」

「原告の中学時代の学習状況、本件高校におけるA（注 過去在学した障害をもつ生徒）の学習状況、本件高校における身体障害者の受入れ態勢、さらに、原告の身体状況等を総合すれば、原告が本件高校の全課程を履修することは十分可能であると認めるのが相当である。」

「本件処分は『高等学校における全課程の履修可能性』の判断に際し、その前提とした事実又は評価において重大な誤りをしたことに基づく処分であって、被告校長が本件高校への入学許否処分をする権限の行使につき、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めるのが相当である。」

2) 入学拒否処分における校長の裁量権行使の要件—学校における判断手続

本判決は高校入学許否についての校長の裁量権の限界、逸脱・濫用の基準をより明確に示した。とりわけ、「憲法その他の法令から導きだされる諸原則」（「憲法その他の法条」というのみではなく）をあげている点は注目される。裁量権行使に対する最大の制約は憲法であり、判決はこれを立論の出発点として障害者の学習権保障を確認したものと見えよう⁽²⁰⁾。

判決は「全課程修了の見通し」における事実誤認と手続違反に基づいて裁量権の逸脱又は濫用を認めたものであるが、そもそもこのような要件を定めた選抜要項が裁量準則として妥当で

あったかを検討する必要はなかったのかという疑問が残る。これは文部事務次官通知（昭和38年8月23日 文初中340号 学校教育法施行規則59条1項につき「高等学校の入学は、高等学校の目的に照らして、心身に異常があり就学に堪えないと認められるものその他高等学校の教育課程を履修できる見込みのないものでないかどうかを判定して許可するものである。」）⁽²¹⁾、本件選抜要項406項（「身体の記録については、各高等学校の教育課程の履修の可否についての観点から評定する。」）によるものである。このような見通しが入学決定時の要件として果たして必要か、さらにこのような基準を導入することは障害を持つことが明らかである者にとって二重の基準を科すことになり、不平等をもたらすことになるのではないかという点はさらに検討を要するところである。これについては「なんらかの理由により教育課程を履修できないと思われるのは、本人に起因するのではなく、その学校ひいては社会の受入れ態勢の不備に起因するのであって、合否判定とは基本的に関係がない⁽²²⁾」、「ここでの争点は、高校教育の目的が卒業にあるのか、それともそこに至る過程自体に価値が認められるのか、という点である。（略）高校教育の目的を卒業認定に限定せず、日々の研鑽のなかにも認める立場からすれば、入学時に履修可能であれば、あとは志願者の意志に任せるのもひとつの考え方であるように解される⁽²³⁾」。という批判がある。

判決は全課程修了見通しがあるか否かは「評価的な事実」であって、「教育的裁量の側面だけを重視して日常経験的、医学的な側面を軽視するなどその評価過程に著しい不合理がある」場合には事実誤認として違法となるとし、本件処分は専門医ではない校医の判断の重視等医学的側面を軽視したものであり違法と判断した。すなわち、最終的に教育的判断を下すにおいて、医学的側面についてはその専門家の判断が優先するとしたわけである。

「教育的効果や教育環境・条件の優劣などの純粋に教育的な評価が必要な事実」と「身体的状況という日常経験的要素」「医学的見地から

する評価」とを切り離して考えているようであるが、個々の子どもの具体的条件（障害を持つ子どもの場合はとくに医学的側面が重視されることになろうが）を抜きにして教育効果や教育環境・条件を評価することはできず、両者をより構造的に把握する必要があるように思われる。ここで校長に求められているのは教育的判断の資料となる適切な専門的評価ないし判断についての情報を収集する責任といえようか。

入学を認めるかどうかということは入学してからの教育に責任を負うことができるかどうかでもある。本人の学習状況、身体状況だけを切り離して評価するのではなく、それに対してどのように指導・援助しうかが専門的な知識と経験に基づいて慎重に論議されねばならない。学校側の（受入れ）条件についての検討は将来予測とかかわって、ハード、ソフト両面から（施設・設備と直接教育活動を行う教師）なされねばならない。それは当該学校の教職員すべてがかかわって判断されるべき性質のものである。

判決は学校での議論を含む経過を詳細に検討している。原告が本件高校受検を希望していることは非公式にはあるが早い時期に校長に伝えられ、以後、校長は中学校側からの事情の聴取、原告本人との面接、校医の意見聴取、専門医の診断書依頼等を行っている。学校としては校務運営委員会や職員会議でこれにどう対処するかが議論され、そこでは障害児受け入れについて明確な反対意見は皆無で、むしろ条件整備をどう進めるかが中心課題となっている。ところが、校長が「教職員は消極的」という認識を持っていたために、合否判定委員会にはこのような学校での議論は伝わらなかった。学校の判断と合否判定委員会との判断をつなぐものは校長の意見だけであったのである⁽²⁴⁾。このような齟齬を生じさせたのは総合選抜制度のしくみ自体の問題点と学校におけるチェック機能の不在にあったといえよう。合否判定が各学校毎に行われていれば本件とは異なった結論となったことも考えられる。

入学許否は志願者に対しその学校の生徒たる

身分を得せしめるか否かというきわめて重大な決定であるから、志願者は瑕疵なき裁量行使を求める権利、公正な手続によって判定を受ける権利を有しているはずである。校長の決定の前提として教師が判断形成・決定に実質的に参加する手続、ルールが整えられることが求められる⁽²⁵⁾。

3. 身体障害児の入級決定処分と校長の裁量権

(1) 事案及び判決要旨

旭川地裁平成5年10月26日判決（留萌中学校特殊学級入級処分事件）⁽²⁶⁾は、障害児の特殊学級への入級措置が争われた初めての事例である。障害児の就学をめぐるのは、とりわけ養護学校義務化（1979年）以降、養護学校への就学を適当とする教育委員会・学校と居住地の普通学校への就学を希望する子ども・親との間での紛争事例が生じているが、裁判例は少ない⁽²⁷⁾。また、入級＝所属すべき学級の決定を争うものは過去に例が無いようであり、本件は二重の意味で類例の少ないものといえる。

【事案の概要】

肢体不自由者である原告は中学校入学に際し、普通学級における学習を希望したが、教育委員会は就学指導委員会の判断に基づき原告の就学すべき中学校に特殊学級を設置し、校長は同学級への入級処分を行った。原告は被告市教委に対し特殊学級設置処分の取消、被告校長に対して本件入級処分の取消を求めるとともに、被告市に対しこれらの違法な行為により普通学級に所属する権利を侵害され、市教委職員の違法な言動により両親の同意なくして特殊学級の設置認可申請をしないという信頼を裏切られ、精神的損害をも被ったとして慰謝料に支払を求めた。

判決は教委職員が虚偽の発言をした（両親の同意なしに特殊学級設置認可申請はしない）という点のみを取り上げ、信義則ないしは条理上の注意義務に違反したものと認めたが、それ以外の訴えは退けた。特殊学級の設置の処分性が問題となった事例は見当たらないが、判決は市

教委のなした処分は「当該年度における学校全体の学級編制の一環としてなされているにすぎず、また、特殊学級の設置によっても、当該学校在学者又は在学予定者の権利義務にはなんらの影響をも与えない」から、抗告訴訟の対象とはならないとしてこれを却下した。

【判決要旨】

「(憲法26条1項が,)子どもに対し、自己に施されるべき教育の環境ないし教育内容を、当該子ども自らが決定する権能までを付与したものであるとの解釈は、前述した同情の社会権的性格に照らし、到底導きだすことができない。」「心身障害を有する子どもの対する学習権保障のあるべき内容は、憲法26条の規定から自動的に決まる問題ではなく、その時々におけるいわゆる障害児教育に関する科学と実践及び学校教育体系全体とのかかわりにおける様々な評価や、これらについての利害関係者の議論を踏まえた上で、極めて合目的に判断されるべき事柄である。」「子どもが、憲法26条に基づき、普通学級で教育を受けるべきことを自ら選択する権利を有するとは解しえない」

「原告が主張する親の教育の自由は、右に述べた限度で(注 最高裁昭和51年5月21日判決)認められるべきものであり、公教育における教育を含めたそれ以外の領域においては、憲法26条が、親に対し、子女に施す教育の内容を決定する権能を付与しているとは解することができないから、憲法26条を根拠に、親が心身障害を有する子どもに対し、いかなる教育を施すかという教育内容を決定する権能はないというべきである。」

「市町村の教育委員会の就学校指定により当該学校に入学することが決定した生徒を、どの学級に入級させるかの決定は、学教法28条3条を根拠として、校長の権限に属するものと解するのが相当である。」(市教委、校長ともに学級の所属は教育委員会の権限であるという認識もっていた。普通学級か、特殊学級かという問題であったために、入級決定と学校指定とが同等視されたものであろう。)他方、入級に関し

て「子どもや親のなんらかの決定権限の存在をうかがわせるような規定は全く存在しない。」学校教育法は「校長に特殊学級への入級権限を認める一方、その権限行使につき、子どもや親に関与を認めていないと解される」「右決定に当たっては、科学的、教育的、心理学的、医学的見地等種々の観点から諸般の事情を考慮して総合的に判断されるべきであり、教育の専門家たる校長が、教育的見地から、科学的、医学的等の見地からの判断をも斟酌の上で決定するかぎり、制度として合理性があるというべきである。」

本件処分は「就学指導委員会の判断を踏まえてなされたことが明らかであり、これらの事実を弁論の全趣旨を総合すれば、被告校長が本件各処分をするに当たっては、教育的、科学的、心理学的、医学的見地から、諸般の事情を総合考慮してその裁量的判断によりされたものと推認することができ、他面、被告校長が右裁量権を行使する際、その裁量権の逸脱又は濫用があったことをうかがわせる事情は、何ら主張立証されていないから、被告校長がした本件各入級処分はいずれも適法といわざるを得ない。」

(2) 入級決定処分と校長の裁量権行使の要件—子ども、親の権利

判決は学テ最高裁判決(昭和51年5月21日)が親の教育の自由として家庭教育の自由と学校選択の自由のみをあげていることを引用するが、最高裁判決は国の教育内容決定権の範囲を設定するために親の教育の自由につき述べているもので、親の教育の自由そのものについて判断を示しているわけではなく、これを子どもと親の学級選択権を否定する根拠とすることは妥当とはいえない。

本件では所属すべき学級の決定権は子ども・親、学校のいずれにあるかに争点が置かれた。学校、校長であるとすれば、どのように決定され、行使されるべきかが本来検討されるべきことであったと思われるが、判決は校長の裁量権についてはごく簡単に触れるに止まっている⁽²⁸⁾。そこで示された裁量権行使の基準は前記神戸地

裁判決を踏襲したものといつてよいであろうが、それについての十分な吟味はなされていない。判決は就学指導委員会の判断を踏まえてなされたものであることを根拠に裁量権行使に問題はなかったとするが、本件に関して開催された就学判定委員会に医師が出席していなかったことは医学専門的判断としての相当性を欠くものといわざるを得ないし、また、就学指導委員会の性格からして、その判断の専門性、客観性についてもより厳密に検討すべきではなかったかと思われる⁽²⁹⁾。

校長の裁量権行使の専門性を担保するものとしての教師の合意形成の必要についてはすでに述べたところである。これについて本判決は校長の決定が職員会議での協議を踏まえたものであったとしている点で手続的側面に対する一応の配慮が認められるが、その経緯については明らかではない。

教師、学校の判断といえども無謬ではないにもかかわらず、学校教育における親の権利が未確立で、親が教師、学校と対等なパートナーとは見なされない我が国の現状の中で⁽³⁰⁾、教育専門性、教育的裁量はしばしば子どもや親の関与を封じる錦の御旗として用いられてきた。本判決は学級選択における子どもや親の手続的権利についても消極的である。「教育が人格と人格との触れあいによって、子どもを成長させていくことを本質的内容とするものであることを考慮すれば、校長が生徒を特殊学級に入級させるとの処分をするに際しては、子どもや親の意向を十分に考慮し、これを尊重したうえでなされることが望ましい」とするものの、このような手続が不可欠であるとの認識はない。

親の権利の未確立については前述の通りであるが、これを一定程度認める判例もある。大阪地裁昭和48年3月1日判決⁽³¹⁾は「子女を自らの手で教育し、或いは就学させて学校で教育を受けさせるが、その学校においてほどこされる教育が法令に違反し親権者は、子女の精神の発達向上を妨げるものであれば、親権者の右権利は侵害されることになる。したがって親権者はその子女が学校においてほどこされる教科・科目

の授業およびそのもとなる教育課程の編成について法律上の利害関係を有するものというべき」として、高校の教育課程編成に関する親の原告適格を認めている。学級担任について親からさまざまな批判や要求がなされることがあるが⁽³²⁾、東京地裁平成3年2月5日判決⁽³³⁾は、「一般に、小学校教育は、学校と父母とが両輪となって協力し合うことによって成立するものであるから、父母らが学校の教育内容に関心を抱き、学級担任又は学校に対し、その教育方針、教育内容等について要望を出し、あるいはその教育方針や教育内容等を批判したり、これらについて注文を付けたりすることは、当然許されることであり、また、父母の間で、担任教師の学級運営の在り方や教育方針、教育内容等について議論し、あるいはこれを批判することも当然許されることである。そして、他方、教師は、できるかぎりその教育方針、教育内容等に関する父母の要望又は批判に耳を傾け、これを受けとめるよう努力すべきであり、」と述べ、教師に批判的な父母の会話についての名誉毀損の訴えを退けている。

子どもと親の権利保障は教育的裁量に対する統制原理としても重要な意味をもつものと考えられる。教育専門性は学校内部における自律的判断によって自己完結するものではなく、子どもや親、地域住民に対して開かれたシステムの中で、それらの批判を受けとめることによってはじめてその妥当性を獲得することになる。司法審査による事後的是正がなされにくいこの領域においては、事前の手続に対する民主的統制がとりわけ重要といわねばならない。それは単に「聞き置く」というに止められてはならず、その意向が十分に表明される機会が権利として保障されることが重要である。これに対して教師・学校が誠実に対応し、専門的応答義務を果たすことが、その教育責任の負い方であろう。入級決定に至る判断過程・手続もこれを要件として整備されるべきである。判決が示した裁量基準に沿っていえば、校長が総合考慮すべき「諸般の事情」の中に、子どもと親からの聴聞の機会を必要不可欠の要件として正当に位置づ

けることが求められている⁽³⁴⁾。

(注)

- (1) 校務解釈論争について 神田修・河野重男・高野桂一・編『必携学校経営』エイデル研究所, 1986, 335-341頁
- (2) 文部省地方課法令研究会編著『第二次全訂 新学校管理読本』, 第一法規, 平成5年, 99頁
- (3) 鈴木勲『全訂新版 教育法規の理論と実際』教育開発研究所, 昭和59年, 129頁
- (4) 兼子仁『新版 教育法』460-461頁, 416頁
- (5) 渡辺孝三・下村哲夫『教育法規の争点』教育開発研究所, 昭和56年, 229頁 高野桂一は校長の校務遂行活動は, 教育そのものに直接ではないが関与できるとし, 「関与の過程で権力的干渉的なゆがみが生ずるとすれば, それは関与の領域の問題ではなく, 関与の仕方の問題である」とする。高野編著『学校経営のための法社会学』ぎょうせい, 平成5年, 180頁
- (6) 前掲『新学校管理読本』98-100頁
- (7) 行政事件訴訟法30条「行政庁の裁量処分については, 裁量権の範囲をこえまたはその濫用があった場合に限り, 裁判所はその処分を取り消すことができる。」裁量権の逸脱・濫用についての司法審査においては, 事実誤認, 比例原則違反, 平等原則違反, 不公正な動機, 他事考慮等がその実体的判断基準とされる。近年では裁量判断の形成プロセスに着目した手続的側面に着目した審査の重要性が注目されるようになってきている。原田尚彦『行政法要論』学陽書房, 1992, 129-132頁 兼子仁『行政法総論』筑摩書房, 1983, 153-161頁
- (8) 兼子, 前掲『行政法総論』157頁
- (9) 損害賠償請求事件 昭和43年(ワ)123号 棄却 判時726号88頁
- (10) 入学許可請求事件 昭和48年(行ウ)2号 棄却 行集26巻2号145頁
- (11) 県立高等学校入学許可不作為違法確認等請求事件 昭和60年(行ウ)3号 一部棄却・一部却下(控訴)判時1231号96頁
- (12) 入学許可請求控訴事件 棄却 行集26巻10・11号 1256頁)
- (13) 富山大学単位不認定事件判決において最高裁は 国公立大学の在学関係について特別権力関係説ではなく部分社会説に立つ解釈を示した。昭和52年3月15日 第三小法廷判決 判時845号22頁。もともと, 在学関係を特別権力関係ととらえる判例が全くなかったわけではない。その例として京都府立養護学校入学願書不受理事件(仮処分申請事件) 京都地裁平成元年1月11日決定 昭和64年(ヨ)3号 却下(確定)判地自56号 40頁
- (14) 技術士国家試験事件 最高裁 昭和41年2月8日判決 民集20巻2号 198頁
- (15) 司法試験事件 東京地裁 昭和49年9月26日判決 判時769号38頁
- (16) 司法書士選考事件 甲府地裁判決 昭和47年7月12日判決 行集23巻6・7号 52頁
- (17) 入学不許可処分取消等請求事件 平成3年(行ウ)20号 一部認容・一部棄却(確定)判時1414号26頁
- (18) 障害者の高校入学について 前掲京都府立養護学校願書不受理事件 京都地裁平成元年1月11日決定 京都地裁平成3年4月11日判決 判地自89号42頁 身体障害児の父親らが校長らを職権濫用剤で告訴した浦和高校事件があるが, 身体的理由による不合格という事実の認定がなされないまま終結した(最高裁3小 昭和49年5月4日決定)。
- (19) 総合選抜制度についての判例として大分地裁昭和62年2月23日判決 判時1231号96頁 福岡高裁昭和63年5月31日判決 最高裁平成元年11月24日判決 高校の入学選抜の制度や方法は教育委員会の裁量の範囲内であったとした。
- (20) 本判決を評価しつつ, それは身体障害を

理由とする差別的取り扱いの是正という形式的平等に止まるものとする批判がある。大橋洋一，判例評論404号（判時1427号）15頁

その他，本件判例批評として，横田守弘，別冊ジュリスト憲法判例百選，296頁 大津浩，平成4年度重要判例解説（ジュリスト），1024号 30頁 永井憲一，法学教室，146号 99頁

- (21) 文部省関係者の著作に「ところで，高等学校の生徒について，心身の故障等で学業を続けることが不相当と学校側で判断する場合はどうなるのであろうか。（略）本人には退学の意志はないが，実際問題として学業継続が無理であり，しかも本人を在学させることが他の妨げになるような場合，校長は本人に退学を命ずることができるのであろうか。」と問題提起し，公務員法制における分限の類推からこの問題を検討すべきことを示唆しているものがある。今村武俊・別府哲『学校教育法解説（初等中等教育編）』第一法規，昭和45年，344頁「履修の見込み」の背景にこのような考え方があったことは否めないであろう。
- (22) 瀧澤仁唱，本件判決批評，『民商法雑誌』107巻6号 120頁
- (23) 前掲大橋洋一，判例評論404号 15頁
- (24) 本判決を学校現場からの視点でとらえたものに松本義之「障害者の教育権と校長の入学不許可処分・学校の対応」，季刊教育法92号 70頁
- (25) 下山瑛二 『現代行政法学の基礎』232—233頁は専門技術的裁量には人間を相手とする専門職業（プロフェッション）にかかわる場合と，技術的判断にかかわる場合とがあり，前者の典型として教育をあげる。このような判断について司法審査は著しく不当でないときはその判断を一応肯認すべざるを得ない。「もつとも，かかる分野で，司法審査になじまぬ側面が本来的に保有されるということは，その判断そのものをプロフェッションの判断として尊重するもの

であるから，行政権からもその判断は独立し，かつ，その判断を支えるプロフェッション集団の自己規律体制の確立ということをもってその判断の合理性の保障とすることが前提とならねばならぬ。」と述べている。原級留置を判定する職員会議の構成に瑕疵があるとして原級留置決定を無効としたものに新潟地裁昭和47年4月27日決定 生徒の留年決定の効力停止仮処分申請事件 昭和47年（ヨ）65号

- (26) 入級処分取消等請求事件 平成3年（ワ）3号 一部却下・一部棄却・一部認容（控訴）判時1490号 49頁 札幌高裁平成6年5月24日判決 棄却
- (27) 障害児の普通学校への自主登校が刑事事件となったものに花畑小学校障害児自主登校事件（東京高裁 昭和57年1月28日判決）がある。本件に類似の訴訟としては1982年に提訴された長崎訴訟があるが，後に特殊学級で教育を行なうという合意が成立し，和解している。
- (28) この点についての批判として 千葉卓，本件判例批評，判例評論431号（判時1509号），215頁 その他，本件判例批評として横田守弘，ジュリスト，1048号 75頁
- (29) 就学指導委員会就学指導について 茂木俊彦「就学児の適正就学指導」『季刊教育法』26号
- (30) 中川明『学校に市民社会の風を—子どもの人権と親の『教育の自由』を考える—』筑摩書房，1991 結城忠『学校教育における親の教育権』，海鳴社，1994
- (31) 教育課程編成処分取消請求事件 昭和47年（行ウ）50号 一部却下・一部棄却（確定）行集24巻11・12号 1177頁
- (32) 「ケース・スタディ クラス担任替えを要求する母親」『季刊教育法』96号，1994
- (33) 損害賠償請求事件 昭和61年（ワ）8448号 棄却（控訴）判時1385号 82頁
- (34) 米沢広一『子ども・家族・憲法』有斐閣，平成4年，254頁は「（教師との）対等性の欠如を補うためにも，親の参加権を認める

ことが大切である。どの程度の参加を認めるかは立法政策に委ねられる部分が大きいが、少なくとも、子どもの将来にとって重大で取り返しのつかない結果をもたらす可能性のある決定がなされる場合には、親の参加が憲法上要請される、と解しうる。例

えば、普通学級、障害児学級、養護学校のうちのどこに振り分けられるのかを決定するに際しては、そのうちのどれを望んでいるのかを表明する機会が付与されねばならない。」と述べている。